

## 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還等に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例（昭和57年埼玉県条例第62号。以下「旧条例」という。）及び旧埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与条例施行規則（昭和57年埼玉県教育委員会規則第15号。以下「旧規則」という。）の規定に基づき、奨学資金の返還等について必要な事項を定めるものとする。

(返還の債務の裁量免除額)

第2条 旧条例第9条第1項の規定により奨学資金の返還の債務の全部または一部を免除することができる額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 死亡したとき 全額
- 二 心身の著しい障害により、奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき 全額又は一部
- 三 その他やむを得ない理由により、奨学資金を返還することができなくなったと認められるとき 全額又は貸与した奨学資金の額の二十分の一を限度として、免除を認めた年度において返還すべき額（すでに返還すべき日が到達した債務の額を除く。）

(その他やむを得ない理由)

第3条 次の各号のいずれかに掲げる場合は、旧条例第9条第1項第2号に定める「その他やむを得ない理由」に該当するものとする。

- 一 奨学資金の貸与を受けた者の所在が長期間不明であるとき（奨学資金の貸与を受けた者の所在が3年以上継続して不明であって、所在不明となる前の住所、居所又は転居先と思われる地域等を管轄する市町村等への照会その他必要な調査を行ったにもかかわらず、その所在が不明であることをいう。）
- 二 奨学資金の貸与を受けた者の債務を承継する者が不在であるとき（連帯保証人の死亡による相続放棄、または連帯保証人の自己破産等によるものをいう。）

(返還の債務の免除の申請者)

第4条 免除を受けようとする者が未成年の場合は、連帯保証人の同意を得るものとする。

- 2 旧規則第14条第1項により、免除を受けようとする者の父母が申請しようとする場合には、申請書への記載は父母のいずれか一方で足り、また、連帯保証人の同意は要しないものとする。
- 3 貸与を受けた者が、死亡その他やむを得ない理由により旧規則第14条第1項の免除の申請をすることができない場合は、別表に掲げる者が申請をすることができるものとする。

(延滞利息)

第5条 旧条例第10条の規定にある延滞利息の取扱いについては、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年11月1日から適用する。
- 2 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金貸与等審査要綱は廃止する。
- 3 この要綱は、平成28年4月1日から適用する。
- 4 埼玉県地域改善対策高等学校等奨学資金の返還等の債務免除に関する審査要綱は廃止する。
- 5 この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

別表

1	貸与を受けた者の父母又は配偶者のうち、人権問題を生じるおそれがないと認められる者
2	1に掲げる者のいない場合においては、旧規則第5条に規定する連帯保証人
3	1、2に掲げる者のいない場合においては、貸与を受けた者の尊属（父母を除く。）又は兄弟姉妹うち、人権問題を生じるおそれがないと認められる者
4	1、2、3に掲げる者のいない場合においては、貸与を受けた者の親族（尊属、配偶者、兄弟姉妹を除く。）のうち、人権問題を生じるおそれがないと認められる者